

## 事業配分申請用

### 平成29年度歳末地域たすけあい事業配分申請案内

#### はじめに

この配分事業は、歳末たすけあい運動で集められた募金により、支援を必要とする人たちが地域のなかで安心して暮らすことができるよう、住民の参加を得て実施される、**たすけあい支えあいなどを目的とした事業に援護金を配分し、活動を支援するものです。**

対象となる団体等で援護金の配分を希望される場合は、下記により申請してください。

#### 1 申請できる団体（施設）及び対象事業

(1) 申請できる団体及び対象事業の内容等は、**裏面（別表2）を参照してください。**（但し、**営利を目的としないものに限ります。**）

(2) 配分の対象となる事業は、**平成29年11月1日から平成30年1月31日まで**の間に実施されるものに限ります。（1団体1事業。2団体以上の共催事業の場合は、代表する団体が申請してください。）

#### 2 申請書等

- ・申請は、**様式第2号**
- ・事業報告は、**様式第5号**（報告内容は、中央共同募金会のホームページに掲載されます。）

#### 3 申請期間

平成29年9月1日（金）～平成29年9月29日（金）  
（期日厳守）

#### 4 配分金の額

50,000円以内（経費の75%以内とし、50,000円を上限とします。但し、千円未満は切捨てとなります。）

#### 5 配分金の返還

事業終了後、配分金が経費（精算額）の75%を超えた場合は、超えた部分の配分金を返還していただくこととなります（**様式第6号**）のでご注意ください。なお、事業が実施出来なかったときなども、配分金を返還していただくことがあります。

#### 6 問合せ及び提出先

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉推進係 塩畑  
〒311-4141 水戸市赤塚 1-1 福祉ボランティア会館内  
☎309-5001

別表2

事業区分	具体的事業例	対象団体
①住民参加によるたすけあい・支えあい活動	①年末年始の見守り訪問活動や安否確認のための声かけ活動 ②年越しそばやおせち料理などの会食会や配食サービス活動等	①水戸市社会福祉協議会支部 ②水戸市社会福祉協議会ボランティアセンターに登録しているボランティアサークル
②当事者および当事者団体等を支援する事業	生活や活動を支える事業、当事者団体等の活動（生きがい・交流・仲間づくり）支援等	③水戸市内の社会福祉施設 ④地区学区を単位とする水戸市内の社会福祉団体（障害者、高齢者、母子寡婦等の当事者団体、住みよいまちづくり推進協議会、女性会、民生委員児童委員協議会、子ども会育成会等）
③子育て支援、児童・青少年に対する事業	子育て支援や福祉教育、ボランティア体験などに取り組む事業等	⑤市内の幼稚園、学校等（公立を除く。ただし、PTA等団体は可）
④ふれあい交流活動	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障害者等を対象とした交流事業等	
⑤社会参加を促進する事業	地域内の三世代交流ふれあい活動、施設と地域住民との交流活動等	
⑥福祉ニーズを持つ者への事業	要援護者、ホームレスなどを支援する事業等	
⑦その他必要と認められる事業		